

以下の農薬は、平成 29 年 10 月 25 日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	種類名	製造者名
第20817号	三菱ハチハチ乳剤	トルフェンピラド乳剤	日本農薬(株)
第20818号	ハチハチ乳剤	トルフェンピラド乳剤	OATアグリオ(株)

■変更内容及び変更理由

【 変更内容（今回の使用制限変更にかかる部分のみ） 】

- ・ 作物名「トマト」、「ミニトマト」、「非結球レタス」、「なす」を削除する。
- ・ 作物名「レタス」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫14日前まで」に変更する。
- ・ 作物名「ブロッコリー」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫7日前まで」に変更する。
- ・ 作物名「だいこん」の使用時期を「収穫14日前まで」から「収穫30日前まで」、本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更し、適用病害虫名「白さび病」、「ワッカ症」を削除し、「アムシ」、「コガ」、「アブラムシ類」、「キジノミムシ」、「ハイダラメカ」、「ナモグリバエ」、「カブラハチ」の希釈倍数を「1000～2000倍」から「2000倍」に変更する。
- ・ 作物名「かぶ」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更し、適用病害虫名「カブラハチ」、「白さび病」を削除し、「キジノミムシ」、「コガ」の希釈倍数を「1000～2000倍」から「2000倍」に変更する。
- ・ 作物名「ねぎ」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫7日前まで」に変更する。
- ・ 作物名「ピーマン」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかる部分のみ）】

〔変更前〕

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用 方法	トルフェンピラト を含む 農薬の総使 用回数
レタス	アブラムシ類、ナメグリハエ	1000～2000倍	100～ 300L ／10a	収穫3日前まで	2回 以内	散布	2回以内
	ナメグシ類、べと病	1000倍					
非結球レタス	アブラムシ類、ナメグリハエ	1000～2000倍		収穫14日前まで			
	ナメグシ類、べと病	1000倍					
だいこん	アオムシ、コカガ、アブラムシ類 キスジノミハムシ、ハイマダラノメイガ ナメグリハエ、カブラハハチ	1000～2000倍		収穫7日前まで			
	白さび病、ワッカ症	1000倍					
かぶ	キスジノミハムシ、コカガ	1000～2000倍		収穫前日まで			
	ハイマダラノメイガ、ナメグリハエ アブラムシ類	2000倍					
	カブラハハチ、白さび病	1000倍					
なす	アブラムシ類、アザミウマ類 コジラミ類、マハメグリハエ	1000～2000倍		収穫前日まで			
	チャノホリダニ	1000～4000倍					
	ヒビクハネキノコハエ	1000倍					
	うどんこ病						
トマト	アブラムシ類、コジラミ類 アザミウマ類、トマトサビダニ	1000～2000倍	収穫前日まで				
	ナメグリハエ類、うどんこ病	1000倍					
ミニトマト	アブラムシ類、コジラミ類 アザミウマ類、トマトサビダニ	2000倍	収穫3日前まで				
ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ シロイモシヨウ、さび病、べと病	1000倍					
ブロッコリー	アオムシ、アブラムシ類、コカガ	1000～2000倍	収穫前日まで				
ピーマン	アザミウマ類 チャノホリダニ、コジラミ類 うどんこ病	1000倍					

〔変更後〕

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用 方法	トルフェンピラト を含む 農薬の総使 用回数
レタス	アブラムシ類、ナメグリハエ	1000～2000倍	100～ 300L ／10a	収穫14日前まで	2回 以内	散布	2回 以内
	ナメグシ類、べと病	1000倍					
だいこん	アオムシ、コカガ、アブラムシ類 キスジノミハムシ、ハイマダラノメイガ ナメグリハエ、カブラハハチ	2000倍		収穫30日前まで			
	キスジノミハムシ、コカガ ハイマダラノメイガ、ナメグリハエ アブラムシ類				1回		
かぶ	アザミウマ類、アブラムシ類 ネギコガ、シロイモシヨウ さび病、べと病	1000倍		収穫7日前まで	2回 以内		2回 以内
ねぎ	アオムシ、アブラムシ類、コカガ	1000～2000倍					
ブロッコリー	アザミウマ類 チャノホリダニ、コジラミ類 うどんこ病	1000倍		収穫前日まで	1回		1回
ピーマン	アオムシ、アブラムシ類、コカガ	1000～2000倍					

**【 申請者による変更理由 】**

新たに導入された短期暴露評価に対応して製造者が自ら短期的な摂取量を試算した結果、登録の維持には試験成績の整備が必要であることが判明し、それには経費と時間を要することから、登録変更をすることとしたため。